

令和9年度 益田市『（地域）元気コーディネーター』仕様書

1 委託事業の名称

（地域）元気コーディネーター業務

2 委託業務の目的

地域において住民が主体となる地域づくりの促進、次世代の担い手育成及び教育分野との連携強化を図るため、社会教育士の称号を取得した人材を地域自治組織に配置する。

3 業務内容

●地域自治組織の運営支援

地域自治組織が以下の役割を果たすことができるよう、ふるさと・ひとつなぎコーディネーターと連携して運営支援を行う。

<地域自治組織の役割(イメージ)>

1. 情報収集

地区の特性に応じた取組を創出・推進するため、地域資源（財源、情報、ノウハウ、人材等）、人口推移等に基づく未来予測、住民のニーズ、地区内の課題といった必要な情報を収集すること。

2. 住民全体の合意形成の仕組みの構築・運用

地区住民や各種団体等が集まって協議・合意形成をおこなう仕組みを構築すること。

3. 地区の将来像（ビジョン）の作成

地区住民の合意形成を経て、住民の納得感のある地区の将来像（ビジョン）を言語化・設定すること。とりわけ人口減少が進んでいる地区では、伝統的な文化や行事、集落そのものの維持や次世代への継承など、踏み込んだ将来像を検討すること。

4. 地区の将来像（ビジョン）を実現させるための取組の創出・推進

地区の将来像（ビジョン）を実現させるために、各地区で必要な取組を創出・推進すること（新規事業の構築・推進、各種団体間の連携・協働の創出、新規団体の創設など）。とりわけ人口減少が進んでいる地区では、新しい行事や活動を創出するだけでなく、いずれ継続が危惧される既存団体・行事・活動等の「縮充（縮小しても、充実させる）」の方策を検討すること。（例：活動等の合同開催、団体の統合等）

5. 地区の調整役として、行政等との連携・協働の模索

市長が認定する地区の調整役として、市や国・県その他関係機関との連携・協働の窓口となり、地区の特性に応じた「自助・共助・公助の最適バランス」の実現を図ること。

6. 担い手確保に向けた、「ひとづくり」の推進

担い手確保に向けて「ひとづくり」を推進する公民館と連携・協働すること。

4 隊員の配置形態・期間

1) 個人事業主として委託とする。

2) 委嘱期間は令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

以降は1年ごとの委嘱とし、最終年度については3年を満了する月末までとする。

5 委託料の額

隊員の給与及び活動に要する経費については1人当たり年額420万円程度とし、委嘱期間に応じて決定する。

6 業務実施に関する事項

- 1) 受託者は業務及びこれらの業務に付随する業務（以下、全体事項において「業務」とする。）を委託者と緊密に連携し実施する。
- 2) 受託者は、地域住民及び地域自治組織の関係者との連絡調整を緊密に実施し、良好な協力関係を築くものとする。

7 事業実施結果報告書及び検査

- 1) 受託者は委託者に対し、毎月1回、前月の実績及び当月の活動等の計画を委託者に報告しなければならない。

ア 事業実施結果報告書 1部

イ 上記データ（記録メディア） 1式

- 2) 受託者はその内容に変更がある場合はあらかじめ委託者に申し出るものとする。
- 3) 委託者は、1)による報告書の提出を受けた後、業務委託契約の執行状況を検査し、必要がある場合には、受託者に対し隊員の活動調整のための指導を行うものとする。